

サプリメントの規制の在り方に関する新開発食品調査部会の中間とりまとめ

令和8年6月19日

食品衛生基準審議会

新開発食品調査部会

食品衛生基準審議会新開発食品調査部会においては、サプリメントの規制の在り方のうち、サプリメントの定義及び製造管理の在り方について審議を重ねてきたところであり、これまでの議論を踏まえ以下のとおりとりまとめた。

本中間とりまとめについては、厚生科学審議会に報告の上、サプリメントの規制の在り方に関する他の検討事項とともに、更に所要の検討を進めていく必要がある。

関係省庁においては、本中間とりまとめも踏まえ、サプリメントに関する必要な対応について、相互に連携し、適切に検討を進められたい。

I 背景・経緯

小林製薬株式会社の紅麹関連製品に係る事案を受け、紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合（令和6年5月31日）においてとりまとめられた「紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」では、「今回の事案を受け、食品業界の実態を踏まえつつ、サプリメントに関する規制の在り方、許可業種や営業許可施設の基準の在り方などについて、必要に応じて検討を進める」こととされた。

また、令和7年10月23日に開催された厚生労働省厚生科学審議会食品衛生監視部会より、平成30年に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）による食品衛生法（昭和22年法律第233号）改正の施行後5年を目途とした検討が開始された。この中で、サプリメントに関する規制の在り方についても検討を進めることとされ、想定される検討事項のうち、「事業者による健康被害情報の報告」及び「営業の許可・届出の検討」については厚生労働省が所管する厚生科学審議会において、「定義」及び「製造管理の在り方」については、食品衛生法上の規格・基準の策定に関するものとして消費者庁が所管する食品衛生基準審議会において、それぞれ検討することとされた。また、「平成30年の改正項目やサプリメントに関する規制の在り方については、消費者庁の関係項目に関して、消費者庁の審議会において議論を行い、適宜、報告をいただきながら、議論を行っていく」こととされた。

これを受け、本部会においては、サプリメントの定義及び製造管理の在り方に関して、サプリメントの安全性を確保し、かつ実効性のある制度とすることを念頭に、令和7年11月27日から令和8年6月9日までの計5回にわたり、関連業界団体及び消費者団体計10団体からのヒアリングを含め、審議を重ねてきたところである。

Ⅱ サプリメントの規制の在り方に係る本部会の考え方

1. 「サプリメント」の定義について

(1) はじめに

サプリメントという用語は、既に我が国において一般的に用いられている単語であり、生鮮食品ではないことも含め、社会通念上一定の共通概念があると考えられるものの、その範囲は必ずしも明確ではなかった。

一方、これまで、サプリメントと呼称される食品については、当該食品及びその原材料の安全性を確保する観点から、「〔錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針（ガイドライン）〕及び〔錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）に関する指針（ガイドライン）〕について」（令和6年3月11日付け厚生食基発 0311 第2号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知。以下「GMP通知」という。）により、事業者において、適正製造規範（Good Manufacturing Practice。以下「GMP」という。）に従った製造管理及び品質管理を図ることについて自主的な取組を促してきた。

GMP通知においては、GMP通知の対象食品として、「天然物、若しくは天然由来の抽出物を用いて分画、精製、濃縮、乾燥、化学的反応等により本来天然に存在するものと成分割合が異なっているもの又は化学的合成品を原材料とする錠剤、カプセル剤、粉末剤、液剤等の形状である加工食品及びその原材料」と定義している。

当該定義は、令和6年に示されたものであり、サプリメント関連事業者の認知も一定程度進んでいるものと考えられるものの、今後、主に安全性を確保する観点から、新たに「サプリメント」¹の規制の在り方について検討する場合に、関係者に適用範囲を明確化して適切な規制を検討する必要があることから、改めて、「サプリメント」の定義について検討する必要がある。

¹ 本中間とりまとめのⅡ及びⅢにおいては、今回定義の対象となるものを示す場合には「サプリメント」と、それ以外のものを示す場合にはサプリメント（「 」なし）と表記する。

上記の考え方を踏まえ、本部会では、「サプリメント」の制度上の位置づけ及び定義を構成する要素並びにこれらを踏まえた具体的な定義のイメージについて、検討を行った。

(2)「サプリメント」の制度上の位置づけ

サプリメントは、単純に製品の外観のみでは医薬品との区別が付きにくい場合もあり、今回定義する「サプリメント」を制度上どのように位置づけるか、具体的には次に掲げるもののうちどの位置づけとすることが適切か、整理する必要がある。

- ・食品の一部として扱う
- ・医薬品の一部として扱う
- ・食品でも医薬品でもない第3の区分を新設する

我が国においては、従前、人が経口的に服用する物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項第2号又は第3号に規定する医薬品に該当するか否かについて、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省薬務局長通知）及び「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」（令和2年3月31日付け薬生監麻発0331第9号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）により判断されてきた。食品と医薬品との区分については、上記に基づき明確に区別されているところ、社会通念上のサプリメントは、一般的には長期にわたり食品として整理され、食品衛生法に基づき運用がなされてきた。

仮に、「サプリメント」について、食品、医薬品以外の第3の区分を新設（新たに「サプリメント法」を新設し、当該区分を新設する場合を含む。）し、当該区分に属することとした場合、食品や医薬品との関係の整理（適用される法制度の遵守を求める場合の執行の在り方）の困難さに加え、「サプリメント」を取り扱う事業者等や行政機関に既に定着している認識を大きく変更することとなり、制度の運用に当たり、重大な混乱や困難が伴うことが想定される。

また、欧米においても、サプリメントを食品、医薬品以外の第3の区分に属するものとして取り扱っている国はなく、仮に「サプリメント」を第3の区分に属するものと整理した場合、「サプリメント」の輸出入手続等に影響を及ぼすおそれもある。

これらの状況を踏まえ、「サプリメント」については、従前のとおり、食品として整理することが適当である。なお、「サプリメント」を食品として取り扱う場合であっても、

食品衛生法制上「サプリメント」を定義し、適切に規格基準を設定すること等により適切な規制を行い、必要な安全性の確保を行うことが重要である。

また、食品衛生法制上「サプリメント」の定義を行う場合に、安全性の観点から、保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品をいう。以下同じ。）を除外することは適切でないことから、「サプリメント」は、保健機能食品を含め、食品の中で言わば横串として定義することが適当である。

なお、前述のとおり、サプリメントについては、単純に製品の外観のみでは食品と医薬品との区別が付きにくい場合があることから、食品たる「サプリメント」であることについて、消費者に分かりやすいようにすることが重要である。

（３）定義を構成する要素

ア 目的等

社会通念上のサプリメントは、通常、いわゆる「健康食品」に含まれるものとされ、健康に関する何らかの目的を訴求するものであると考えられる。

欧米におけるサプリメントの定義にも、米国にあっては「食事を補うことを目的・・・」、欧州にあっては「通常の食事を補うことを目的・・・」と「目的」が規定されているところ、我が国においても、「サプリメント」の定義上、何らかの「目的」を規定することが適当である。

「サプリメント」の定義において目的を規定するに当たっては、例えば「健康の維持・増進」を「目的」として規定することが考えられる。いわゆる「健康食品」に関しては、消費者は、一定程度「健康の維持・増進」を期待して購入し、利用している現状があることが想定される。しかしながら、「健康の維持・増進」を標ぼうするものは、基本的には、医薬品や保健機能食品に該当するものであり、消費者の誤解を招きかねないことから、「健康の維持・増進」を「サプリメント」の目的として規定することは適当でないと考えられる。

一方、食品には、既往の研究²の成果として提唱された、食品の機能として知られる３つの機能分類（一次機能：生命維持のための栄養面での働き（栄養機能）、二次機能：食

² 文部省特定研究「食品機能の系統的解析と展開」（昭和 59 年から 61 年に実施）

事を楽しもうという味覚・感覚面での働き（感覚機能）及び三次機能：生体の生理機能を調整する働き（体調調節機能）の考え方がある。「サプリメント」の定義に当たっては、より客観的な表現として、当該分類に照らし、サプリメントの機能と関連すると考えられる「栄養摂取」又は「生理機能の調節」に関連付けて定義することが適切である。

「サプリメント」の定義に当たっては、例えば、通常の食事の材料として用いるもの（例：通常の液体調味料、通常の粉末調味料等）や、通常の食事の代替として摂取するもの（例：濃厚流動食等）は、社会通念上サプリメントとして認識されておらず、一般に通常の食事そのものであって健康に関する何らかの目的を持って別途摂取するものでもないことから、これらを適切に除外することが適当である。

「サプリメント」は通常の食事を代替するものではないことを適切に表現する方法として、「食事の補助」を「目的」として規定することは有用であると考えられる一方、単に「食事の補助」のみを目的として規定した場合、通常の食事で不足する熱量や栄養素を補充するとの意味合いが強くなり、生理機能の調節のために本来体内に存在しない物質を摂取するような製品が対象外と整理されるおそれがある。

また、食品衛生法は事業者に対する規制を中心とするものであるところ、当該製品について消費者が独自に期待する（目的とする）ことのみをもって、当該製品を製造する事業者に対して規制を行うことは困難であることから、特に「生理機能の調節を補助すること」を「目的」として規定する場合に、当該製品の「目的」を判断する主体が消費者とならないよう考慮する必要がある一方、事業者が「生理機能の調節を補助すること」を期待する製品であることについて、広く含意することができるものとする必要がある。

こうした状況を踏まえ、定義の規定のうち「目的」関係の部分については、「通常の食事による栄養摂取又は通常の食事による生理機能の調節を補助することが目的とされる食品」とすることが適当である。

なお、「通常の食事」は、一般的な食事や食生活（間食を含む。）において摂取されるものを想定するものである。また、「通常の食事を補助するもの」には、「通常の食事」そのものは含まれないものと整理する。

イ 過剰摂取のおそれ

「サプリメント」の安全性を確保する観点から、アの目的に関する要件を満たすことを

前提として、過剰摂取のおそれのあるものについては、「サプリメント」の定義の範囲内と整理することが適当である。

GMP 通知において対象範囲を設定した考え方としては、「錠剤、カプセル剤等のいわゆる「健康食品」については、原材料の中に微量に含まれる毒性物質が濃縮されているおそれがあり、過剰摂取による健康被害の発生を防止する観点」及び「錠剤、カプセル剤等食品については、原材料等に関して安全性確認がなされていても、濃縮等の工程を経ることにより個々の製品の成分の偏りが生じ、必ずしも確認された安全性レベルが保証されない等の可能性があることから、製造工程管理による製品の品質の確保を図ることが必要」であることが挙げられる。

こうした錠剤、カプセル剤等食品（錠剤、カプセル剤、粉末剤、液剤等の形状である加工食品をいう。以下同じ。）については、医薬品との誤認が生じやすいほか、上述のとおり過剰摂取につながりやすいものであり、「サプリメント」の範囲内と整理することが適当である。

一方、グミ等、一般加工食品と同様の形状を有する製品については、見た目は菓子等に類似しており、医薬品との誤認が生じやすいとは必ずしも言えないが、当該製品の特性上、過剰摂取のおそれがあるものについては、「サプリメント」の範囲内と整理することが適当である。

ここで、過剰摂取のおそれがあるものとは、基本的には、「濃縮」や「形状」に由来するものであると考えられる一方、例えば、嗜好により食べ過ぎる等、それ以外の要素により生じる場合も想定され得る。

このため、次の①から③のいずれかに該当するものは、「サプリメント」の範囲内と整理することが適当である。「その他過剰摂取のおそれのあるもの」は、安全性の観点から、特定の工程や形状によらずとも、過剰摂取のおそれがあるものを包括的に「サプリメント」の対象とするために設定するものである。

- ① 当該食品に含まれる成分の一部又は全部が製造工程において濃縮されたもの
- ② 錠剤、カプセル剤、液剤、粉末剤等の摂取の容易な形状であるもの
- ③ その他過剰摂取のおそれのあるもの

なお、生鮮食品は、社会通念上サプリメントの概念に含まれないことから、上記に該当しないものと整理することが適当である。

製造管理の在り方に関する議論と重複して、「風味を有するもの」や「一般加工食品剤形」のものについては、今回の「サプリメント」の定義から除外すべきとする意見が、ヒアリングにおいて示された。

しかしながら、錠剤、カプセル剤等食品以外のサプリメントであっても、過剰摂取のおそれ等のリスクが否定されるものではないことを踏まえ、このような製品について完全に「サプリメント」の対象外とすることは適切でないと考えられる。

（４）具体的な定義のイメージ

以上を踏まえ、「サプリメント」の定義については、次に掲げるような案をイメージとして、策定することが適当である。

「サプリメント」の定義（イメージ）：

通常の食事による栄養摂取又は通常の食事による生理機能の調節を補助することが目的とされる食品であって、当該食品に含まれる成分の一部又は全部が製造工程において濃縮されたもの、錠剤、カプセル剤、液剤、粉末剤等の摂取の容易な形状であるものその他過剰摂取のおそれのあるもの

「サプリメント」の定義については、今後の検討により調整の必要が生じ得ることを踏まえ、本部会としては、上記の案をイメージとして示すものである。関係省庁においては、「サプリメント」の定義を最終的に法令上規定する際には、本部会の考え方を踏まえることができるよう適切な対応を図られたい。

なお、「サプリメント」の定義に照らした該当性の判断に際しては、事業者及び消費者の理解に資するよう、必要に応じ、事務連絡（QA）等により考え方等を適切に示すべきである。

2. 「サプリメント」の製造管理の在り方について

（１）背景

錠剤、カプセル剤等食品の製造管理については、従来、GMP 通知及びその前身である「「錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について」及び「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」について」（平成 17 年 2 月 1 日付け食安発第 0201003 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に基づき、平成 17 年から、事業者に対して自主的な取組が促されてきた。これは、錠剤、カプセル状等の濃縮された形状の食品について、当該食品そのものの均質化を図り、信頼性を高め

ることを目的として執られていた措置である。

加えて、小林製薬株式会社の紅麹関連製品に係る事案を受け、「「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針(ガイドライン)」及び「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理(GMP)に関する指針(ガイドライン)」について」の一部改正について」(令和6年12月27日付け消食基第419号消費者庁食品衛生基準審査課長通知)により「微生物等関連原材料を用いる錠剤、カプセル剤等食品の製品標準書の作成に関する指針」(以下「微生物指針」という。)を策定し、微生物等(藻類を含む。)の培養又は発酵工程を経て生産される原材料を用いる食品について、原材料の規格設定等の追加的な対応を求めてきた。

また、機能性表示食品及び特定保健用食品のうち、錠剤、カプセル剤等食品に対しては、令和6年及び令和7年に、製造管理の方法として、GMPの遵守がその表示の要件として位置付けられたところである。

GMPの対象範囲を設定した考え方は、GMP通知において、錠剤、カプセル剤等食品については、原材料等に関して安全性確認がなされていても、濃縮等の工程を経ることにより個々の製品の成分の偏りが生じ、必ずしも確認された安全性レベルが保証されない等の可能性があることから、製造工程管理による製品の品質の確保を図ることが必要とされていることによる。

また、微生物指針においては、微生物等関連原材料を用いる食品は、通常の食品と比べて、適切な製造管理及び品質管理がなされなければ、内因性(微生物の増殖過程等に起因する原因)と外因性(食品の製造工程における混入等に起因する原因)とを問わず想定していない成分の生成や想定していない量の増減が起こる可能性が危惧されることから製造工程管理による製品の品質の確保を図ることが必要とされており、また、それらを原材料として用いる錠剤、カプセル剤等食品については、その食品の形状等から色調、香味など官能的に異常が感知できない性状であるものも多いことから、健康被害を防止するためには、適切な製造管理及び品質管理により一層の注意が必要であるとされている。

(2)「サプリメント」における製造管理の考え方

ア 錠剤、カプセル剤等食品の取扱いについて

今回定義する「サプリメント」は、過剰摂取のおそれ等があるものであり、一般的な食品に比べてより積極的に安全性を確保する観点から、製造管理を適切に行うことが重要である。具体的には、①成分が濃縮されること等により個々の製品の成分の偏りが生じることに伴う過剰摂取のリスクと、②想定していない成分の生成や微生物等の混入に伴い

当該成分等を摂取するリスクが想定され、これらのリスクに対応するため、GMP による製造管理が重要と考えられる。

特に、グミ等の一般加工食品と同様の形状を有するものでない錠剤、カプセル剤等食品については、形状や使用方法が医薬品に類似するものでもあり、上述のとおり、従来、GMP 通知に基づき、明確に GMP 遵守に係る自主的な取組が求められてきた。

また、こうした錠剤、カプセル剤等食品は、医薬品と同様に水で摂取するといった形態を取ることが多く、その食品の形状等から色調、香味など官能的に異常が感知できない性状であるものも多いことから、健康被害を防止するためには、適切な製造管理及び品質管理により一層の注意が必要であると考えられるものであり、GMP 遵守を求める必要性は相対的に大きいものであると考えられる。

このため、「サプリメント」のうち、錠剤、カプセル剤等食品については、GMP の遵守を義務付けることが適当である。

なお、義務付けの対象となる錠剤、カプセル剤等食品の具体的な範囲については、実際に流通する製品の個別具体的な事例等を踏まえ、制度の施行に向けて事務連絡（QA）等により考え方を明確化していくことが重要であるが、その際、その食品の形状等から色調、香味など官能的に異常が感知できない性状であること等、製造管理及び品質管理の必要性が高いとされた要素に照らして整理していくことが想定される。

イ 錠剤、カプセル剤等食品以外の「サプリメント」の取扱いについて

一方、「サプリメント」のうち、錠剤、カプセル剤等食品以外のものについては、主にグミ等の一般加工食品と同様の形状を有するものが想定されるところ、これらは嗜好品として製造している菓子類の製造ライン・製造工場で製造することもあり、従来の GMP 通知等においても必ずしも対象となることが想定されておらず、従前、GMP の遵守に係る自主的な取組が求められていた錠剤、カプセル剤等食品と同様に取り扱うことは、規制の実効性から見て困難な実情があると考えられる。

「紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」においては、「食品業界の実態を踏まえつつ、サプリメントに関する規制の在り方…などについて、必要に応じて検討を進める」とされており、本部会における検討においても、規制の実効性を考慮することも重要である。

このため、錠剤、カプセル剤等食品以外の「サプリメント」については、食品業界の実態を踏まえた規制の実効性の観点からも、当面の間、GMP の遵守義務の対象から除外することもやむを得ない。

ただし、錠剤、カプセル剤等食品以外の「サプリメント」であっても、過剰摂取のおそれ等のリスクが否定されるものではないことに留意する必要がある。また、米国を含む諸外国では、グミ形状のサプリメントであっても GMP を遵守して製造されており、特に米国においては、GMP の遵守が義務付けられている。

このため、錠剤、カプセル剤等食品以外の「サプリメント」に対する今回の除外措置は、当面の措置であるものとし、GMP 遵守の義務付けに至る具体的な道筋を明確化することが必要である。

具体的には、これらの製品を製造等する営業者に対しては、従前、錠剤、カプセル剤等食品を製造等する営業者に対して GMP 通知に基づき自主的な対応を促してきたように、まずは、GMP の遵守について自主的な取組を促すこととし、当該取組をサポートする観点から、関係省庁、関係機関、関係団体等との連携により、事業者に対する情報の周知等に丁寧に取り組むことが必要である。

ウ リスクコミュニケーション等

GMP は、製品を設計されたとおりに製造することにより、その均質化を図るための手法である。GMP に基づき適切に製造された「サプリメント」を、例えば「おいしい」といった理由から過剰に摂取してしまうリスクは、GMP の遵守によっても低減されるものではない。関係省庁においては、想定されるリスクに応じたリスク管理措置を検討するとともに、消費者が誤解することのないよう、「GMP の遵守」がなされることの本質的な意味について、事務連絡 (QA) や分かりやすい様々な手法により適切に発信すべきである。

また、錠剤、カプセル剤等食品以外の「サプリメント」(主にグミ等の一般加工食品と同様の形状を有するもの) については、今回 GMP の遵守の義務の対象から除外するものの、「錠剤、カプセル剤等食品ではないから安全である」といった趣旨の誤解が広まらないよう、リスクコミュニケーションとして積極的に情報発信する等、必要な取組を進めることが重要である。

(3) 原材料の取扱いに関する考え方

原材料については、通常、製品に係る GMP 管理の中で、製品を製造する事業者が製造所において原材料を受け入れる際、原材料を製造する事業者が実施した試験の成績を確認するとともに、製品の製造所において外観等の確認をした上で使用する等、適切な受入れ管理を行うことにより製品の品質を確保することが一般的である。

このため、原材料自体の製造において、GMP に基づき製造がなされていなかった場合

であっても、当該原材料を使用する製品の製造者において適切に GMP の遵守がなされていれば、一定の安全性が確保できると考えられる。

一方、天然由来の原材料の場合、化成品の製造工程と異なり、植物由来、魚介類由来等製造工程は多岐にわたり、必ずしも、混合、造粒、打錠、充填といった典型的な工程のみからなるものではない。

また、「サプリメント」の原材料については、一般の食品の製造工場において製造されたものを転用している場合があり、原材料を製造等する営業者全体に対して一律に GMP 遵守の義務を課すことは、規制の実効性から見て困難な実情があると考えられる。

これらの状況を踏まえ、原材料を製造等する営業者に対しては、GMP を遵守する管理体制を一律的に求めることは困難であることから、GMP 遵守義務の適用範囲外とするともやむを得ない。一方、原材料については、従来から、「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針（ガイドライン）」による自主的な取組が進められてきたものであり、こうした取組や、HACCP による管理を引き続き徹底することにより、「サプリメント」又はその原材料を製造等する営業者に対し、原材料に係る安全性の確認を求めていくことが重要である。

Ⅲ その他

本部会においては、以下のとおり、健康被害の報告、食品表示等、サプリメントの規制の在り方のうち本部会の所掌以外に関する意見も出されたところである。

これらの意見については、今後、関係省庁の連携の下、対応していくことが望まれる。

（１）健康被害の報告について

- ・ 「サプリメント」についても、健康被害報告は要件化を検討する必要がある。

（２）食品表示について

- ・ 同一の成分を含有するものが同一の名称で販売されていても、成分の含有量が異なる場合、混乱が生じ得るので、医薬品のように用法・用量の表示を検討すべきである。
- ・ 「基本はバランスの取れた食生活」といった趣旨のことをパッケージに明記させることが必要ではないか。

(3) その他

- ・ 既に機能性表示食品として届出されている食品に用いられた機能性関与成分と同一の成分を含有する「サプリメント」を、機能性表示食品として新たに届け出る場合は、機能性表示食品としての販売に至る過程を効率化する等の対応が考えられる。

(参考資料)

食品衛生基準審議会新開発食品調査部会の開催経緯
(サプリメントの規制の在り方関係)

開催年月日	議題
令和7年11月27日	(1)サプリメントに関する規制の現状 (2)ヒアリング (ヒアリング団体) 一般社団法人 日本栄養評議会 一般社団法人 日本健康食品工業会 公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 一般社団法人 日本健康食品規格協会 一般社団法人 健康食品産業協議会
令和8年2月5日	(1)サプリメントに関する規制の在り方について（ヒアリング） (ヒアリング団体) 公益財団法人 日本通信販売協会 主婦連合会 一般社団法人 Food Communication Compass 日本生活協同組合連合会 一般社団法人 全国消費者団体連絡会
令和8年3月30日	(2)サプリメントに関する規制の在り方
令和8年4月23日	(1)サプリメントに関する規制の在り方
令和8年6月9日	(1)サプリメントに関する規制の在り方

食品衛生基準審議会新開発食品調査部会 委員名簿

(敬称略)

	氏名	現職
	あさくら けいこ 朝倉 敬子	東邦大学医学部教授
	あべ きぬこ 阿部 絹子	公益社団法人日本栄養士会常務理事
	いしみ よしこ 石見 佳子	東京農業大学総合研究所参与・客員教授
	おかだ ゆみこ 岡田 由美子	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第三室長
	かとう ゆきお 加藤 将夫	金沢大学医薬保健研究域薬学系教授
○	きたじま さとし 北嶋 聡	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センターシニアフェロー
	こだま ひろあき 児玉 浩明	千葉大学大学院園芸学研究院先端園芸工学講座教授
	しばた のりひと 柴田 識人	国立医薬品食品衛生研究所生化学部長
◎	そね ひろひと 曾根 博仁	新潟大学大学院医歯学総合研究科 血液・内分泌・代謝内科学分野教授
	たきもと ひでみ 瀧本 秀美	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事
	たけうち たかまさ 竹内 隆正	国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所 病原体ゲノム解析研究センター主任研究員
	つかもと かずひさ 塚本 和久	帝京大学医学部内科学講座教授
	まつお まきこ 松尾 真紀子	東京大学大学院新領域創成科学研究科准教授
	まつざき くみこ 松崎 くみ子	跡見学園女子大学心理学部兼任講師(教授)

◎：部会長 ○：部会長代理